



第 23 期第 1 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 7 年 4 月 23 日

第23期 第1回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和7年4月23日(水) 午後1時30分から

2 場 所 静岡県庁別館7階第4会議室C(静岡市葵区追手町9-6)

3 議 題

(1) 協議事項

会長、副会長の互選について

(2) 指示事項

ア 石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について 資料1

イ 点火いさり漁法による水産動植物の採捕について 資料2

ウ 宝石サンゴの資源管理について 資料3

(3) 報告事項

くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和7管理年度に 資料4
おける知事管理漁獲可能量の変更について

(4) その他

4 出席者氏名

委 員	西原 忠	高田 充朗	金指 治幸	原 剛
	薩川 一義	和久田米喜	竹内 照裕	岩瀬 清敏
	橋ヶ谷雄介	田口さつき	福井 篤	浪川 珠乃
	石原 広恵	鳥居 恭子	江口 智美	安間 英雄
水産・海洋局	吉野 晃博			
水産資源課	松山 創	瀧川 智人	椀 亮介	
事務局	小泉 康二	津久井 剛	山崎 資之	鈴木 聡志

○小泉事務局長

それでは、ただいまから、第23期第1回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により成立していることを御報告させていただきます。会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。

今回は第1回目の委員会でございますので会議の前に、私から関係職員を紹介させていただきます。私は静岡海区漁業調整委員会事務局長を兼ねさせていただいております水産資源課長の小泉と申します。水産資源課班長の松山です。瀧川主任です。椛技師です。次に海区事務局の津久井主幹です。山崎主査です。鈴木主任です。

では、ただ今から、議事に入らせていただきます。当委員会の議長は会長が務めることとなっておりますが、今回は第1回の委員会ですので現段階で会長が決まっておりません。従いまして、会長が選任されるまでの間、小泉が仮議長を務めさせていただきます、議事を進めさせていただきます。

漁業法第137条第2項の規定によりますと、「海区漁業調整委員会には会長を1人置く」、「会長は委員が互選する」こととなっております。なお、静岡海区の会長は今年の5月まで全国海区漁業調整委員会連合会の会長代行副会長の任期がございますので、約2か月間のみですが、その任にも付いていただくこととなります。それでは、会長の選出をお願いします。

○西原委員

推薦よろしいでしょうか。

いとう漁協組合長の高田委員にお願いできればと思います。長としての経験も長く、漁業の知識も深く、他県の漁業者とも交流が多いですから、是非お願いしたいと思います。

○小泉事務局長

ただ今、西原委員から高田委員でいかがでしょうか、という御意見をいただきましたが、皆様いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○小泉事務局長

それでは皆様異議なしとのことですので、高田委員に今後4年間、静岡海区漁業調整委員会会長、また今年5月まで全国海区漁業調整委員会連合会の役員をお願いしたいと思います、高田委員、よろ

しいでしょうか。

○高田会長 私でよろしければ、受けさせていただきます。皆さんの御協力を得て、4年間進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○小泉事務局長 ありがとうございます。それでは、高田会長は会長席の方へお移りいただきまして、以降の議事の進行をよろしくお願ひいたします。

○高田会長 それでは、議事に入ります。
はじめに、(1)協議事項、副会長の互選についてです。漁業法施行令第13条第2項にありますように、副会長は会長の職務代理としての役割をお願ひすることになります。従来、当海区では副会長は2名出でいただいておりますが、いかが取り計らえばよろしいか御発言をお願ひします。

○原委員 副会長の選任ですが、会長に一任ということによろしいのではないのでしょうか。

○高田会長 ただいま会長一任という声がございましたが、よろしいでしょうか。

○各委員 異議なし。

○高田会長 異議なしということですので、私から任命させていただきます。副会長の選任ですが、地域と漁業種類のバランスを考慮しまして、まず南駿河湾漁協の西原委員お願ひします。もう1人は、まき網を営んでいる金指委員にお願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○各委員 異議なし。

○高田会長 異議なしとのことですので、副会長は西原委員と金指委員にお願ひします。

○小泉事務局長

ありがとうございました。それでは、西原副会長、金指副会長は、会長の両側に座って頂きますので、御移動をお願いいたします。

○高田会長

それでは、議題（２）以降の審議を行いますが、その前に、22期は委員会の冒頭に、漁業者委員の皆様から最近の漁模様について簡単に御紹介いただいております。23期も同様に漁模様のご紹介をいただきたいと思います。はじめに、御自身の所属とお名前を述べてから、御発言いただければと思います。

それでは私からです。いとう漁協で魚市場をやっておりますが、伊豆半島の東岸の大型定置網7か統が水揚げするところです。漁模様としては、先般までは春のブリ、ワラサ、マアジが入りました。今日もそうですが、ブリ、ワラサから、その後に来遊してくるヒラマサが各網に入っていました。2月後半からは、伊豆半島の方にも小さいマサバが来遊して、少しずつ増えてきたという今現状です。以上です。

○西原委員

南駿河湾漁協はカツオからシラス漁業まで、幅広く操業しております。シラスに関しては、解禁当初は少し黒っぽいシラスが入りましたが、在庫がないということで、ある程度の値段で売っておりましたが、漁が下火になってきて今後の漁が心配される状態です。カツオについては、大王崎沖で最初は釣れたのですが、ここへ来て潮がない状態です。皆さん始めてなので解説すると、水温が低いことを潮がないと漁師の言葉で言いますが、カツオがいないということで、中型の船からひき縄船まで、漁模様はあまり良くありません。カツオのキロ単価が1,200円以上しており、今年のカツオは高いです。3～4キロが主体ですから、それ自体もおかしいです。2キロ前後の小さいカツオが来てないので、多分ですが、今年は平年よりカツオが少ないのではないかと思います。

沿岸漁業につきましては、我々定置網は3月の中旬くらいに大型のまき網に5日ほど綺麗に巻かれたものですから、そこからまだ1か月経たないので元に戻らないというか、アジの顔を全然見れないということで、大分苦労しております。

今年が去年と比べて違うのは、サバの小さいのが多いです。量的に少なく、魚体も小さく、何もかもちょっと遅れてるというのが私の感覚です。以上です。

○原委員

3月27日から解禁になったサクラエビ漁業ですけれども、昨晚まで合計6日出て、約106トンの水揚げがありました。これは前年比マイナス41トンですけれども、漁期が後もう1月半くらい残っています。先ほど福井先生と話をしたときに、もう1月半は頑張りすぎないように頑張っていきましょうという話をして、そのようにやっていきたいと思っています。以上です。

○竹内委員

伊豆漁協の南伊豆支所の竹内です。私たちの伊豆漁協は、東は稲取から西は土肥まで、かなり広域にわたっている漁協です。自分のいる南伊豆は伊豆半島最南端になるわけですし、主にイセエビ、アワビ等で水揚げの7割ぐらいを占めていたわけですが、主力のイセエビに関しては、3年前が約30トンあったものが去年は10トン、今年は6トンです。5月15日まで漁期がありますが、6トンか7トンくらいになるのかなという感じです。アワビに関しては、ほとんど壊滅状態という感じで、非常に心配をしているところですが、それに代わって、うちの方の人間も結構キンメに携わっている人が多くて、キンメの方はまあまあという感じでしょうか。以上です。

○金指委員

沼津の奥駿河湾でまき網漁業を営んでいます。先ほど西原さんが言った戸田の船団とは違って、うちはかなり小さい船なので、たくさんは獲れないのですが、昨日はイワシを10トンほどで、沼津の一番奥の港口の方にいました。一昨日は石廊崎の竹内さんのところの沖でサバを獲っていましたが、その間は全然魚が見えなくて、何というか、西原さんが言われたように、ちょっと遅れているのかなという感じがします。昨日調査した範囲では、いるところにはいるけれども、もっとよい場所にはいないという、そんな感じでした。以上です。

○薩川委員

清水漁協の薩川と申します。清水と用宗はシラス漁業をやっているところですが、今年は今のところ歴史的に見て最悪です。ただ、水技研の卵の調査では、4月の初めにかかなり採れていたものから、これから良くなるのかなという感じはしております。用宗の方の2そうびきの中には、ものすごい細かいシラスが入り始めていますので、これが2週間くらい経って大きくなってくると量が出てくるのかなという感覚を持っています。この解禁日から今までに関しては、清水では一番多い時で1杯で120キロくらいで、網

を掛けない日もありました。用宗の方も1日出ては3、4日休みという形になっていますので、金額的には300万から200万くらいで、先日から少し物が悪くなってきて、最近では100万くらいという状態になっていますので、もう今日明日も休みで、油代が取れないという状況になっています。これがいつまで続くか分かりませんが、連休明けぐらいには出てくるかなという見込みを持っております。以上でございます。

○和久田委員

浜名の和久田です。シラスに関しては、やはり解禁からぱっとしなくて、マイワシのシラスが水温が高くなると、どこかに飛んで行ってしまった感じで、先週2日出たんですけど、シラスじゃなくてイワシに変わっていて、とてもシラスと呼べるようなものでなかったです。その代わりに、たい2そうが3月11日から解禁で何杯か出てますけど、初めは値段もよかったですけど、やはりクロダイが固まって入るものですから、1日1網かけて1トンとか、2トンくらい獲って来るんですけど、浜の相場が悪くて、3月初めはキロ600円くらいでしたが、それこそ昨日は140円、150円でなかなか採算が合わない状態です。湖内に関しては、カキ、ノリをやってますけど例年より多少は少なく、ノリに関しては全国的に見ると、三重のアオサが悪い、福島の相馬のアオサもあまり芳しくないということで、漁期はもう終わってるんですけど単価がそこそこ良く、何とか沖の分を湖内でしのいでいる感じです。以上です。

○岩瀬委員

伊豆漁協稲取支所の岩瀬です。稲取というと皆さん知っていると思いますけど皆キンメダイを主に獲っていて、隻数が減ったというのがありますけど、数年前から続いている黒潮大蛇行で、稲取の場合はかなり大きなダメージを受けてます。稲取の主な漁場というのが、利島、大島よりも中側の漁場で、稲取キンメというブランドを立ち上げているので、あまり遠くの漁場に行って釣ってきたキンメは売れないです。距離数とか日数がはっきりしているわけではないですが、自分が漁師になった頃から、稲取キンメというのはこういうものだというのがあります。船が良くなったからと言って、あまり遠くで獲ってきたキンメを日帰りだから稲取キンメと言って同じ箱で売っても、きっと売れません。周りの漁師も認めてくれないというのもあって、島の方には釣りに行っていないというのが本当のところなんです。ですので、黒潮大蛇行になると、近い漁場がすごく打

撃を受けて、潮が綺麗な状態になってプランクトンもないような状況になってしまって、稲取は今すごく大打撃で、今まで主にやってた漁場にキンメが回らなくて皆四苦八苦しているというか、結構痛い目を見ているような状況です。

○橋ヶ谷委員

サバ漁業をやっている橋ヶ谷です。伊豆諸島近海を主な漁場にしていますが、去年までは全然サバの影も形もないような感じでした。昨晩は利島沖で15トンくらい獲れましたが、やはり獲れる時と獲れない時の差も激しいです。群れも薄くて、型も小さいような感じですね。この後が不安になってしまう感じですけど、獲れる時期も遅くなってきているような気がしますし、マサバもたくさんいないし、ゴマサバも含めて型が小さいです。船も少ないというのがありますが、厳しいなと思うような状況です。以上です。

○高田会長

皆様、ありがとうございます。今回は第1回目ということで、学識委員、中立委員、専門委員の皆様からも、所属、専門等について、改めて自己紹介をいただければと思います。それでは、田口委員からお願いします。

○田口委員

農林中金総合研究所の田口と申します。どうぞよろしく申し上げます。私が勤めてるところは協同組合の関係組織でして、専門と言いますと、協同組合全般という形になります。最近ですと、水産流通に関することもやっておりまして、外食で寿司を食べる人たちってどんな人たちか、どんな日に皆さんが外食のお寿司でお金を落とすかというようなことを調べてきました。海区に関しては、2期目になりますけれども、気を緩めることなく、皆さんのお話を聞きながら、一番良い解を導き出せるように努力したいと思います。よろしく申し上げます。

○福井委員

東海大の福井です。私は2年前に大学を定年になって、今は非常勤で講義をやっております。現役のときにやっていた研究は、主に駿河湾を中心とした深海性魚類の分類だとか、どのように成長して大人になるのかというようなことをやっておりました。

先ほど原さんから少し話が出ましたが、サクラエビに関する資源解析もずっとやっておりまして、資源量推定というのは難しくてなかなか上手くいかないんですけれども、何とかあまりお金をかけ

ないでやれるような方法というのをずっと考えております。以上です。

○石原委員

東京大学の石原と申します。よろしく申し上げます。専門は水産の中でも魚の生態学的なものというより、人間側でどのように管理をするのかという研究をしておりまして、今まで話が出た中で関係があるところで申し上げますと、三重でイセエビの漁業管理をどうやって導入していくかを研究しておりまして、その他にも、漁業の生産現場の方から段々と消費の方向にも研究を移してきました、認証の研究なども行っております。三重の方でも継続して研究しておりまして、最近宮城県の南三陸で牡蠣の養殖の管理の研究を行っています。よろしく申し上げます。

○江口委員

県立大学の江口と申します。よろしく申し上げます。私は魚とか海関係のことは、実は全くやっておりませんので、専門は調理科学になります。ですので、今いろいろ魚の名前が出てきましたけど、獲っていただいた魚をどう美味しく調理するかということ、魚はちょっと使ってないですけど、いろんな食材を使って進めています。今は高齢化が進んできているので、高齢者の方は誤嚥とかで亡くなってしまふことが非常に多いので、そういうのを防いで、安全に美味しく食べれる食品というのを研究しております。

○浪川委員

東京海洋大学の浪川です。この仕事に就いてからは1年くらいなんですが、それまでは先ほども申し上げましたが、漁港漁場漁村総合研究所というところで、主に漁港の計画ですとか、流通ですとか、漁村振興というような仕事に携わってきました。その時にも静岡県には何回か入らせていただいておりますけども、主に私は漁村の振興みたいなことをやっております、昨年度までですと、水産庁で進めております海業の支援をやっておりました。個人的には小規模な沿岸漁業というのに焦点を当てて、そういったところでどうすれば持続的な漁業ができるのかというようなことを研究しております。

○鳥居委員

弁護士の鳥居恭子と申します。専門と言いますか、5年くらい前まで静岡県の内水面漁場管理委員会の委員を務めさせていただいたことがあります。内水面ですので、川の方の話だったので、挙がっ

てくる魚は、アユだとか、ウナギという話でしたけれども、その関係では多少なり経験がございます。私は島田の弁護士ですけども、島田市の情報公開審査委員会、個人情報保護審査委員会、行政不服審査委員会といった行政関係の委員を務めておりますので、行政関係については勉強しながらの部分もあると思うんですけども、専門性があるかなと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

○安間委員

専門委員ということではありますが、遠州漁協の組合長も兼ねております。うちの漁協もシラスがほとんどですが、解禁当初はまあまあ良かったのですが、2、3日前からほとんど獲れなくなっています。物も黒くてあまり良くないです。当初は少なかったので、御祝儀相場で単価は良かったのですが、ここへ来てあまり良くないです。これが1年続くと組合としても当然そうですが、漁師の皆さんの生活が本当に大変だなと。一部組合員からは、このままでは生活できないと言われるような、そんな状況が見られます。ということで、去年、青壮年部を立ち上げて、青壮年部の皆さんがいろいろ前向きに何とかしたいということで、今いろいろな策をやっているわけですが、そんな簡単なことではありません。

漁師の皆さんから言うと、本来的にはあまり賛成ではないですが、このままで仕方がないため打開策の一つとして、洋上風力発電に関しても前向きに取り組んでいこうという話が出ております。また県の方にもお願いして、洋上風力の協議会を作っていただいて、協議をしていくような状況になっています。乗り子の皆さんも歩合制ですから、このままでは生活できないというようなことで、そうすると、組合が職員の給料を払うのも大変なものですから、大変苦労しております。私も議員生活が長くて、政治の関係では50年もやっているものですから、皆さんと一緒に何か打開策があれば良いなど、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○高田会長

皆様、ありがとうございます。それでは、本日の議事録署名人を西原委員と橋ヶ谷委員にお願いしまして、議事に入りたいと思います。

なお、1時間に1回程度、休憩時間を確保することとしますので、時間が来ましたら、区切りの良いところで10分程度の休憩を取ります。

それでは、指示事項ア 石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について、事務局から説明をお願いします。

○松山班長

それでは、石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業の指示について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料1の1ページを御覧ください。こちら、例年指示を発令している案件となります。委員会指示は漁業法第120条第1項に基づき発令しておりまして、委員会指示に係る漁業法第120条第1項の条文は、6ページに抜粋を記載しております。

まず、委員会指示とした経緯について、御説明いたします。昭和44年頃、岳南地域の製紙会社の工場から排出された汚水に起因する駿河湾漁場の汚染が拡大したことで、まき網漁業は操業の危機に直面し、この危機を乗り切るため、石廊沖漁場への依存度が高くなりました。一方で、一本釣漁業者も石廊沖を主漁場としてイカの漁獲が順調で、イカを主たる漁獲対象とした漁船数も増加傾向にありました。このような状況の中、石廊沖でサバを対象とするまき網漁業と、同じ漁場を主漁場とする賀茂郡下一円のいか一本釣漁業との漁場が競合する問題が発生いたしました。この問題には当時の漁業調整委員会や県が仲介に入りまして、調整を図ったことにより、昭和49年に石廊沖漁場調整協議会が設置され、この協議会の場において石廊沖漁場における一本釣漁業とまき網漁業の操業ルールなどについて定めた石廊沖協定が締結されました。この協定の実効を期するため、昭和50年以降、要望書に基づく委員会指示を毎年発令しました。

その後、平成21年には県下一円の一本釣漁業者の組織として静岡県沿岸一本釣漁業者協会が設立され、平成26年3月に県沿岸一本釣漁業者とまき網漁業者との間で、石廊沖漁場を含む県下全海域を対象とした協定が締結されるに至り、毎年協定会議を開催し意見交換を行い漁業調整を図っていただいております。石廊沖漁場における操業については、要望書に基づく委員会指示の発令が継続され、本年も従前と同様の6月から9月におけるまき網の操業日を主体とする指示を求める要望書が、両者の連名で静岡海区漁業調整委員会会長あてに提出されました。

要望書は3ページ、参考として昨年発令した委員会指示の内容を4ページに添付してございます。また、石廊沖漁場の区域につきま

しては5ページに示しました。図の中で斜線で網掛けした部分で、南伊豆町石廊崎灯台正南の線と同町妻良の旭山の山頂正南の線の間の海域となります。

それでは、2ページを御覧ください。今回の委員会指示案について示してございます。1に、まき網が操業可能な日及び操業する場合の条件、2に、いか一本釣りが操業する場合の条件、3に、漁獲成績報告書の提出について指示する内容となっており、下線部分が今回の指示の変更点となります。変更点は年次のほか、御覧のように操業日につきまして、1の(1)から(3)まで、下線のとおり操業可能な日を変更するものでございます。

1ページにお戻りください。2指示事項の今後の取扱いにつきましては、変更点以外前年の委員会指示と同様の内容で、有効期間を令和7年6月1日から令和7年9月30日までとする2ページの内容を指示してよろしいか御審議をお願いいたします。なお、了承された場合には、指示案のとおり県公報にて公示いたします。軽微な修正につきましては、事務局に一任いただければと存じます。

説明は、以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○小泉事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、操業日の変更以外、前年と同様の内容で指示してよろしいか、御審議をいただきたいと思えます。

○高田会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識、中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思えます。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いいたします。

○金指委員

海図があるので説明させていただきますけれども、よろしいですか。石廊崎漁場がここですけれども、石廊崎からちょうど真南の線より東へは絶対に行かないというルールでやっています。ここ最近トラブルもなくやれていると思っております。私どもの港からは、ちょうど4時間掛かってしまうので、例えば今日やるとお願ひしたときに、風が悪いと1日無駄になってしまうので、天気予報を見ながら皆と相談して、この漁場でやらせてくださいということで、6月から9月まで15夜と決まっているうちの3夜、6夜を大切にしようと思つて、皆で協力し合つてやっています、また今年も必ずル

ールを守って、ルール違反なしで徹底してやりたいと思いますので、一つよろしく願いいたします。以上です。

○西原委員

石廊崎沖の協定については、今まで私も調印式に出て関わってきたわけですが、昔は御前崎沖の周辺漁場でいうと、金洲、カドの背に、まき網船が来てトラブルになったこともあります。その後、石廊崎沖では協定を結んできた経過の中で、御前崎沖周辺については改めて協定というのは結びませんでした。石廊崎沖の協定での話し合いの中で、獲ってよい魚、悪い魚とかがあり、御前崎沖も一時は良かったのですが、ここ最近のやり方を見ると、違反ではないですけど、少しやり過ぎなきらいがあります。来年からは御前崎の方も委員を出して、南駿河湾漁協とまき網の関係の人たちと、ある程度しっかりとした話し合いの場を持ちたいと思っております。以上です。

○高田会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員

田口です。西原委員がおっしゃった話ですけれども、内容としては、まき網専業の方と沿岸一本釣り漁業者協会の方々の話ですけど、それ以外にも、沿岸漁業者が意見を出すことは可能なのでしょうか。

○西原委員

南駿河湾漁協で言えば、キンメ船団とか、イカも昔はやっていました。イカは衰退して行く人はほとんどいなくなりましたが、その当時は金洲に付いていたイサキを巻かれたり、いろいろとトラブルもありました。知らない人もいますので説明しますと、まき網は基本的にアジ、サバ、イワシが漁獲対象です。ただし、混獲と言って、多少は他の魚が入ることもありますけど、一応乱獲は防いできている過去があります。どちらも生活が大変になってきて、まき網さんも楽ではないのは分かっていますけど、その上で我々としては、石廊崎沖だけでなく御前崎沖も話し合いの場が必要だと思っております。

○鳥居委員

意見と言うか疑問ですが、例えば6月ですと、15日の間の3日間ということだと思いますけど、先ほど御説明がりましたが、天気予報とかを見て一本釣り漁業者さんの方に予めこの日に入りたいと

伝えておくということですか。

- 金指委員 そのとおりです。
- 鳥居委員 天気なので変わる可能性があると思いますが、その場合は、この日に変更しますようにするのでしょうか。
- 金指委員 いいえ。1日は1日でカウントされるので変えられないです。そういった流れでやっていますので、そこは漁業者も納得してやっております。
- 鳥居委員 なかなか厳しいですね。それでトラブルも特になく、何十年もやっているわけですね。
- 金指委員 私が役員をやっている間は、トラブルはありません。ただ、本当に潮流とかで、どうしても仕事が遅くなったり、思った以上に魚が入って魚船を作り直したり、いろいろな不可抗力で少し時間を超えたりするときはあります。そのときは連絡することになっているのでトラブルはないです。
- 高田会長 まき網の方と、伊豆の南伊豆地区の漁業については、今は話合いができるようになっていっているので、昔ほどトラブルはないと思います。昭和の時代は結構あったと思います。ただ、この協定ができて、段々と漁業者も同じ立場に立って話ができるようになって、不可抗力のときは電話で連絡をしたりするようになって、昔とは違ってきていると思います。
- 安間委員 内容に反対とかではなく、最後にお聞きしたいのですが、水揚量がどのように推移しているか分かれば、参考に教えていただきたいです。
- 金指委員 水揚量は県にも報告していますが、この時期は戸田の大中小型がカツオ・マグロに行っていて、石廊崎沖の漁場はあまりやっていないということがありまして、内浦の3か統が対象になります。ただし、2か統は行きづらい点がありまして、大体はうちが主導してやっています。一応は15夜のうちの3夜という決められた期間の中で、行

こうと思っで行きますけど、上手くいったときは、サバが30トン、40トンとか獲れて、全く駄目で3トン、5トンとかの場合もあります。他の2か統は、あまり石廊には来なくて、余程天候が穏やかで、私どもの情報があると来るという感じで操業していますが、やはりここが大事な漁場という認識は皆持っています。

○高田会長 他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
意見も出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○高田会長 ありがとうございます。それでは、指示事項ア 石廊沖海域におけるいか一本釣漁業とまき網漁業の操業について、原案のとおり了承します。続きまして、指示事項イ 点火いさり漁法による水産動植物の採捕について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹 津久井から御説明いたします。資料2を御覧ください。点火いさり漁法による水産動植物の採捕に係る委員会指示について御説明いたします。本指示は、漁業者以外の者が光力を使用しながらたも網、さで網及びやすを使用する漁法により水産動植物を採捕することについて制限しているものです。

まず、本指示が発令された経緯等について御説明いたします。平成15年6月の漁業調整規則の一部改正により、従来制限してきた遊漁者による光力を使用しながらたも網、さで網及びやすを使用する漁法、点火いさり漁法を全面的に解除いたしました。しかし、遊漁者の点火いさり漁法は、水産資源の保護培養及び漁業者の漁場利用に与える影響が大きいと判断されることから、漁業との調整を図るため、委員会指示に基づく海域や隻数を制限した承認制としています。

承認につきましては、遊漁船業者が遊漁者等を乗船させて行う場合や試験研究機関等が試験研究等の目的で行う場合など、水産資源の保護培養や漁業調整上の支障がないときに限り認めることとしております。

2ページを御覧ください。承認を受けて水産動植物を採捕することができる海域として、A海域とB海域を定めております。A海域

は沼津市西浦江梨、井田両界から賀茂郡松崎町、西伊豆町界に至るまでの地先の共同漁業権漁場内で、B海域は浜名湖です。

1ページにお戻りください。承認対象の漁ですが、A海域ではとびうおすくい、B海域では、たきや漁が行われております。

次に、写真の下の令和6年度の実績を御覧ください。海域ごとに承認隻数の枠を過去の実績を踏まえて設けており、A海域は30隻以内、B海域は70隻以内としております。A海域では、承認隻数12隻、実施回数は延べ65回、B海域では、承認隻数64隻、実施回数は延べ2,227回になっております。地区ごとの内訳は資料の括弧書きのとおりです。参考までに、その右側に新型コロナの影響を受ける前の令和元年度の実績を記載しております。なお、A海域の戸田、安良里、土肥の各漁協とB海域の浜名漁協からは、昨年度と同数の承認枠、A海域30隻、B海域70隻の要望をいただいております。

それでは指示事項の内容について御説明いたします。1ページ下段の2指示事項、今後の取扱いについてを御覧ください。1点目として、有効期間を令和7年6月1日から令和8年5月31日までとして指示を継続したいと考えております。2点目としまして、了承された場合は、3頁以降の告示案のとおり県公報にて公示したく存じます。軽微な修正等につきましては、事務局に御一任いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。御審議の程、よろしくお願い致します。

○小泉事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現行と同じ内容で指示を継続してよろしいか、御審議をいただきたいと思えます。

○高田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○浪川委員

ちょっと教えていただきたいのですが、A海域が令和元年に17隻で、今の承認隻数が12隻、B海域も69隻が64隻になっていますが、長期に減少傾向にあるか、それとも増加傾向にあったのがコロナをきっかけに減少したのか御存じでしたら教えてください。

- 津久井主幹 A海域はコロナが終わって一段階落ち込んでいます。B海域については、コロナ前の水準に戻ってきています。A海域も戻ってはきましたが、A海域に比べて戻りが鈍い状況です。
- 浪川委員 69 隻というのは、基準の 70 隻ぎりぎりまで承認隻数があるということですよ。
- 津久井主幹 そのとおりです。各漁業さんには要望を聞き取っておりまして、増やしたいという要望があれば、この海区の場でお諮りすることになります。
- 鳥居委員 遊漁者ということは観光とかでやってみたいという人が参加するという理解でよろしいですか。
- 高田会長 そうです。獲る人がお客さんとして船に乗ります。
- 鳥居委員 そうしますと、例えばインバウンドではないですけど、実際に参加されている方で、日本人以外の方も結構いらっしゃるのでしょうか。
- 和久田委員 私はやっているわけではないですが、船も小さいものですから、お客さんなり、乗船人数は 3 名から 4 名で、外国人がいるという感じではないです。
- 小泉事務局長 私が最近やったのは 3、4 年くらい前ですけども、時間帯も非常に遅くて、夜 10 時集合だとか、そういうこともあって、当時は外国人を見かけなかったです。夏休みは小さい子供を連れて行って、家族とか、友人で楽しむという感じですね。
- 鳥居委員 A海域はトビウオ掬いと書かれているので何が獲れるか想像がつかますが、B海域はどのようなものが獲れるのでしょうか。
- 西原委員 ガザミ、クロダイ、クルマエビとかですかね。料理場所が別にあって、天ぷらを揚げてもらったりできます。
私も随分昔に遊びに行きましたが、潮が引いた方が獲りやすく、

モリを入れても屈折で曲がるので簡単には当たらないので楽しいです。昔はタコもいましたし、結構獲れました。

○鳥居委員 楽しいという話を聞きますので、観光の方と結びつけたり、何か宣伝とかしたら面白いなと思いました。

○高田会長 漁としては暮らしていけないので、観光業としてやっていると思います。

○西原委員 昔は民宿がたくさんあって、民宿が船を持っていてお客を乗せていましたが、今は民宿自体が減ってしまったものですから。

○石原委員 基本的な質問ですけど、この遊漁船業者というのは漁業権を持ってらっしゃる方が兼業でやっているという理解でよいですか。

○高田会長 そうです。

○田口委員 先ほどのB海域の話ですが、小さいカニとかは普通にリリースと考えるとよいですね。

○和久田委員 モリで突いてしまうので。

○田口委員 そうですね。タモとかであればリリースできますが、モリではできませんね。ドウマンガニが浜名湖でも唯一獲れると聞くので、それを獲ってしまうと漁業者が厳しいのかなと思いました。

○和久田委員 幻のドウマンガニと言いますが、近年はそこまで少なくはないと思うんですね。カニはほとんどがワタリガニです。素人が突くものですから、そんなに突けるものではないと思います。

○田口委員 そうですね。少しでも資源に優しければと思った次第です。昔は採捕量も資料に載せていただいていたよかったですね。

○津久井主幹 私が承知している数年では、報告があるのは隻数だけです。

○小泉事務局長 先ほど言ったように基本遊漁であって、その場で食べたり持ち帰

ったりしますので、その量を把握するというのは現実的に難しいと思います。何隻出たかとか、そういうことは分かりますけど。

○田口委員 浜名湖の現状も厳しいので、そこら辺も少しやれたらいいなと思いました。ありがとうございます。

○高田会長 よろしいですか。他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。特に意見もないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○高田会長 ありがとうございます。それでは、指示事項イ 点火いさり漁法による水産動植物の採捕について、原案のとおり了承します。続きまして、指示事項ウ 宝石サンゴの資源管理について、事務局から説明をお願いします。

○樫技師 水産資源課の樫です。資料3についてご説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、経緯ですが1ページを御覧ください。平成27年10月20日付けの水産庁通知で、国内の宝石サンゴ資源の管理について、委員会指示で禁止する等の措置を実施するとともに、規則での規制について検討を行うよう指示がありました。こちらの通知については、資料9～12ページに添付しております。

指示の背景についてですが、9ページの真ん中あたり、背景を御覧ください。宝石サンゴは、近年、中国等での需要の高まりを受け価格が高騰し、我が国の漁業者の関心も高まっています。一方で、宝石サンゴは成長が非常に遅く、資源減少の影響が顕著に表れやすいという生物的特徴を持っています。また、国際的にも、宝石サンゴの種の保存のため、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の附属書に掲載し、国際取引を制限するべきとの議論が生じています。

1ページにお戻りください。こうしたことを受け、2つ目のポツになりますが、平成27年度から平成28年度にかけて本委員会で管理の方向性や指示の内容について協議していただき、平成28年度以降、毎年、指示を発出してきました。

指示の内容については、①承認を受けた者を除き、宝石サンゴの採捕を禁止、②承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者、③承認を受けた者であっても採捕した宝石サンゴの譲渡、販売は禁止といったものです。

平成28年に指示を発出して以降の状況ですが、承認件数及び指示違反件数はいずれも0件でした。令和7年度の指示について、水産庁担当課での方針について変更がないため、令和5年度の指示と同様に、今年度以降についても、宝石サンゴの繁殖保護を図り、漁場の使用に関する紛争防止のために同じ内容で指示したいと思います。

なお、宝石サンゴの分布と漁業等についてですが、対象はアカサンゴ、モモイロサンゴ、シロサンゴ等で装飾品にあるピンクや朱色のサンゴが該当します。相模湾以南の水深100～300mの海底に生息していますが、成長は非常に遅く、人工飼育により増産を図るのは非現実的です。漁法は潜水艇や船で底びき網のように海底を曳くサンゴ網で採捕し、価格については、令和5年12月に約20kgのサンゴが1億2300万円という高値で落札されたという経緯もございます。各県の管理状況等については、資料に記載のとおりで調整規則や指示で制限を掛けているところがございます。

次に指示事項ですが、指示の内容自体はこれまで通りです。本指示は平成28年度から新たに開始したものであり、当初、柔軟に対応できるよう平成30年度までは1年単位の有効期間としてきましたが、対応しうる事例がなかったため、令和元年の指示期間から有効期間を延長しており、今回も令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間として指示したいと考えております。

2ページを御覧ください。指示案を掲載しておりまして、下線部が変更箇所にご該当します。変更については指示等の日付及び軽微な文言の修正のみとなります。

それでは、1ページにお戻りください。2の指示事項になります。指示の内容について了承された場合には公報にて公示します。また、本委員会後に軽微な変更があった場合は修正を事務局に一任していただきたいと思います。

それでは、委員会指示の内容について御審議の程、よろしくお願ひします。

○小泉事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、現行と同じ

内容で指示を継続してよろしいか、御審議をいただきたいと思いません。

○高田会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○安間委員

少し教えていただきたいのですが、1ページ目に譲渡、販売が禁止になってしまいますが、20キロで1億2300万というのは、どういう意味ですか。

また、なかなか把握ができないと思いますが、密漁みたいなものはないのか、何か把握していることがあれば、説明をお願いしたいと思います

○樺技師

販売については高知県の例でありまして、資料の1ページ目の管理の状況というところにも記載しておりますが、漁業許可で採っている県もあり、そこでの実績となります。

また、密漁についてですが、本県ではそのような事例は今のところないですが、伊豆諸島の方とかでは、過去に何件か事案があったとは伺っております。

○福井委員

内容とは直接関係ないですが、8ページの宝石サンゴ採捕報告書について、数量のところは個体とありますが、群体ではないですか。

○樺技師

御指摘ありがとうございます。検討します。

○西原委員

高知県では網を曳きずって、引っ掛けて採る漁法ですので、まともな形で上がってくる物は少ないです。折れても1個体でやっているみたいで、このくらいの太さでも何十万して、日本のサンゴは色が良いので価値がつかます。中国人は粉にして飲んだり、化粧品に混ぜたり、そういうところまで利用しているものですから、結構高額な値段になると思います。

○鳥居委員

基礎的なところになりますが、高知県だとか北海道、東京は漁業

許可制をしている中で、静岡県では試験操業のいうことで、かなり制限を加えていると思うのですが、当時設定したときに密漁の影響がすごく大きかったのか、それとも予防的に試験操業で制限をかけてたのか、背景としてはどちらだったのですか。

- 樫技師 漁業許可制は、水産庁の指導がある前から漁業をしていた県で、試験操業のみや採捕禁止としているのは、元々漁業ではやっていなかった県です。その中で先ほど説明しましたように、漁場の紛争防止や資源管理のために、予防的な措置として試験操業、調査研究のみを対象とした承認を出して、それ以外は禁止ということにしております。
- 鳥居委員 静岡の海には、宝石サンゴは元々そんなにないのですか。
- 樫技師 ないわけではないと思います。
- 高田会長 静岡にはないと思いますよ。
- 鳥居委員 深すぎるとかですか。
- 高田委員 そういう意味ではなくて、生息域とかではないですかね。
他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。
特に意見もないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。
- 各委員 異議なし。
- 高田会長 ありがとうございます。それでは、指示事項ウ 宝石サンゴの資源管理について、原案のとおり了承します。
続きまして、報告事項 くらまぐろ小型魚及び大型魚に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。
- 山崎主査 事務局の山崎です。よろしく申し上げます。お手元の資料2を御覧ください。くらまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について説明します。今回の報告の背景についま

しては、昨年度のクロマグロの全国の漁獲量が確定したことで繰越し処理が行われることによる数量変更となります。

今回はじめてクロマグロの資源管理の説明を聞く委員の方もいますので、まずは、5ページから7ページの資料を用いて、今までの経緯について説明したいと思います。5ページを御覧ください。これまでの太平洋クロマグロ資源管理の日本全体の経緯について概要を説明します。まず、2005年に我が国が国際機関である中西部太平洋まぐろ類委員会に加盟しました。この機関は中西部太平洋において、かつお、まぐろ、かじきなどの高度回遊性魚類の長期的な保存を目的としております。今後、この機関をWCPFCと呼びます。続きまして2010年には、WCPFCでクロマグロの漁獲量を減少させる管理措置が採択され、2012年に自由漁業であったものに届け出制が導入され漁獲報告を義務化、2014年には広域漁業調整委員会の承認制に移行しました。2015年に小型魚で数量管理が始まり、最初は全国を6ブロックに分けブロックごとに上限を設けて漁獲量をモニタリングしました。そして、2018年には大型魚も対象として追加され、沿岸漁業については都道府県別に漁獲可能量を設定されました。2019年には、現在の都道府県での管理期間と同様の形となり、年度での管理が開始されました。2021年には、資源の回復の兆しが見られたことから大型魚の漁獲量が15%増加され、さらに昨年2024年にはWCPFCで小型魚については10%、大型魚については50%の増枠を基本とする管理措置が合意され、本年度から漁獲枠が増えることとなりました。

次に静岡県における経緯について簡単に説明します。資料6ページを御覧ください。都道府県による年度を基本とする管理は2019年から始まりましたので、この時点からの経緯について説明します。静岡県における令和元年の管理は、小型魚については漁船漁業と定置漁業に区分し、地域によってクロマグロが漁獲される時期が異なるため4か月毎に割当量を設定していました。この小型魚の管理体制については令和7年度においても同様になります。次に大型魚については、当初、漁船漁業と定置漁業の2区分しかありませんでしたが、漁船漁業では漁業者の自主ルールで、はえ縄漁業が主体となり、ひき縄漁業と別々に行われており、明確に区別するため2022年に今まで1つの区分だった漁船漁業をはえ縄漁業とひき縄漁業、さらにまき網漁業の混獲を想定し、その他を加えた3つに区分けしました。また、区分ごとの数量管理を適正に行うため、はえ縄漁業

とひき縄漁業の操業者を区別をする静岡海区漁業調整委員会の指示を発出しております。さらに、はえ縄漁業では承認船が5隻となっておりますが、個別割当てで操業しているため漁期の設定は不要であることから、翌年から漁期を周年に変更し、2024年から現在の区分になっております。2024年は国全体の経緯で説明しましたが、大型魚の大幅な増枠があったため、ひき縄漁業への配分を増やし、当初配分の方法を変更しております。以上が静岡県における経緯になります。

最後に参考に資料7ページを御覧ください。クロマグロに関しては、静岡海区漁業調整委員会の議題にあがるが多々あるため、上の表に静岡海区におけるマグロに関する諮問・報告等のスケジュールを記載しておりますので参考に御覧ください。また、下の表には静岡県におけるクロマグロの漁獲に関するボリューム感を知っていただくため、近年の漁獲実績等を載せてあります。静岡県の漁獲実績は、都道府県全体の1～2%程度になります。以上が経緯の説明になります。

ここから、今回の報告内容の説明をしますので資料1ページを御覧ください。資源管理の経緯については3ポツ目まで説明したので省略します。4ポツ目を御覧ください。静岡県は国の資源管理基本方針に基づき、県の資源管理に関する考え方を示した静岡県資源管理方針を制定し公表しています。この中で、クロマグロの管理措置に関することは別紙1-5、1-6に記載されており、この方針に基づき、管理年度ごとに知事が定める漁獲可能量も制定、公表しています。9ページ以降に資料として添付してありますので後ほど御覧ください。

次に中程にあります、資源管理にかかる近年の状況について説明いたします。くろまぐろの数量管理については、大臣管理及び都道府県知事管理の漁獲枠を超えないことが最も重要で、本県では放流や出漁調整等が行われています。一方、近年は漁獲枠の有効利用を考慮することも同時に求められるようになっていきます。放流量について補足で説明させていただきますと、定置漁業における令和6管理年度の大型魚及び小型魚の放流量は少なくとも36,422尾以上で、相当数のクロマグロを放流しております。時期については4月の当初から1年中実施し、県内すべての地域で同様の取り組みを行っております。また、漁船漁業については放流量の情報収集が不十分ですが、放流を実施していることを現場から聞いておりますので御承

知おきください。

次に2ぽつ目ですが、近年、資源管理への意識や実行能力が格段に向上しているにも関わらず、全国的に漁獲枠の消化が進んでいることからクロマグロ資源は増加傾向にあることが伺えます。ここ2年の県内の傾向として、定置漁業において大型魚の入網が増加しており、漁業者は放流に苦慮しています。漁船漁業では、小型魚の1隻当たりの漁獲量が増加傾向にあり、漁獲制御が難しくなっています。

それでは、令和7管理年度における配分量について説明いたします。報告の経緯ですが、令和7年管理年度の知事管理漁獲可能量について、WCPFC年次会合において前年度と同様に、令和6管理年度から令和7管理年度への残枠繰越しが国全体として当初数量の17%まで繰越可能と認められました。沿岸漁業においては、各都道府県配分量の当初数量の10%まで繰越可能となっています。5月に水産庁から沿岸漁業における令和6管理年度の繰越数量が示され、令和7管理年度の小型魚及び大型魚の知事管理漁獲可能量の変更が必要となります。この後、5月下旬を目処に、国が各県からの意見をとりまとめた上で数値が確定しますので、現在記載している数値は暫定値であることを御承知おきください。

国の繰り越しによる再配分後の処理については、前回、令和7年2月28日開催の委員会で追加配分の方法について諮問し答申を得ていますので、3ページ上部に記載された方法により再配分を行います。漁業種類別の割当量は、県別TAC開始時に国が本県数量を定めるに当たり実績を採用した期間の実績比率で配分。小型魚については、急な群の来遊に対応できるよう、また漁獲枠を効率的に利用できるように、漁船漁業等及び定置漁業のいずれも4～7月の期間に追加配分。大型魚の割当量のうち、漁船漁業等に配分する数量については、はえ縄漁業及びひき縄釣漁業に1/2ずつ配分。以上の3つ方法になります。

次に具体的な数量の報告の前に参考に昨年度の実績について報告させていただきます。資料の2ページを御覧ください。1列目が漁業種類別の当初数量、2列目が留保開放や譲り受けにより変更した最終の配分量、3列目が実績、4列目が消化率になります。太枠で示しましたが、消化率は小型魚89.6%で大型魚87.7%になりました。この結果から、繰越し量10%の確保と消化率メリットの条件となる消化率80%以上を小型魚、大型魚ともに達成することができまし

た。消化率メリットとは漁獲枠に対して80%以上の消化率を達成した県に対して、割り増しで次年度の配分をする仕組みになります。

それでは数量の報告に移ります。3ページの報告事項を御覧ください。こちらの数字は、水産庁における最終確認前の漁獲実績で計算した令和7管理年度の追加配分量の試算結果であることを御承知おきください。

増えた数字の内訳を(2)に記載しております。小型魚につきましては、4月1日時点で持っていた当初数量の41.7トンに、令和6管理年度からの自県繰越し分の2.9トンと、追加配分として令和6管理年度の当初配分比率を元に各県に一律配分されるもの、それと8割を越えたことによる消化率メリットが併せて12.8トン、合計が57.4トンになります。大型魚につきましては、当初数量が48.1トン、ここに自県繰越し分として1.4トン、消化率メリットを併せて4.8トンが追加されて、最終的に合計54.3トンとなっております。以上が、数量の変更に関する方向になります。

次に4ページ目を御覧ください。矢印の左側が4月1日時点の数字、矢印の右側が今回の数量変更による数量の配分表となります。小型魚について、一番上の太枠内が41.7トンとなっておりますが、ここが当初から15.7トン増えております。これを基準年の実績割合で配分して漁船漁業等に11.8トン、定置漁業に3.9トンを、いずれも4月から7月までの期間に配分します。この早い時期に分配する理由については群れの来遊に備えることと漁獲枠の有効利用のためになります。下の大型魚につきましては、県全体でプラス6.2トンですが、これを漁船漁業等に4.7トン、定置漁業に1.5トン配分します。漁船漁業等につきましては、増えた分を1/2ずつ、はえ縄漁業とひき縄釣漁業に2.35トンずつ配分します。

配分の内訳を告示案にしたものが8ページにあります。農林水産大臣からの通知を受けた後は、課内決裁後、本案のとおり告示し、同時に県のホームページに掲載します。県のホームページに掲載した時点で公表したということになります。小型魚につきましては、現在、漁船漁業等で9割を越えて採捕自粛中ではありますが、それが解除となる見込みです。

最終的な配分量の確定に関する通知が来る日は未定ですが、例年より遅れて、5月末から6月頃と水産庁から聞いております。既に準備を進めておりますので、通知があればすぐ対応できるようにしたいと思っております。報告は以上です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○高田会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○田口委員 2つ質問ですが、1つは、今回はメリット配分を達成できたのですが、もし達成できなかつたら、どれくらい国から来る分が少なかったのですか。

○山崎主査 メリット配分の割合は割と大きくて、小型魚の当初配分が全体で15.7トンでしたが、メリット配分が9.3トンでしたので、それがないと6トンくらいでした。大型魚は6.2トンと増えたのですがメリット配分が4トンくらいだったので、それもメリット配分の恩恵がかなり大きかったかなと思います。

○田口委員 獲るなど言われつつも、実績が全然ないとメリット配分がもらえなかったわけですね。

○高田会長 だから、皆は毎年1月、2月、3月に8割を超えるのを目指しつつも、9割になったら採捕禁止という、その際どい中でやっています。それが次年度のメリットに繋がるということで、非常に緊張感があります。

特に静岡は、県がこうしてやってくれて、細かい調整をしてくれて、漁業者同士でも連絡を取り合って、うちの方もLINEでも共有していますし、いろんな方法で何とか次のメリットをもらえるようにやっています。他県のことを聞くと、用意ドンで獲ってしまって、後は無いというような形なんですけど、静岡県はそういうところはすごいなと思っています。

また、追加配分についても、操業に差し支えないように追加が来たらすぐ配分できるような形を取ってあるわけで、それは他の県に聞いてもすごいと言われます。

○西原委員 余談ですが、理想は漁協割りができれば良いのだけど、まだそこ

までの段階はなくて、結局、獲れるところと獲れないところの差が出ていることは確かです。それに対しては、漁業者からは、それほどのクレーム自体は出ていないです。

○薩川委員

現実的には、漁場は伊豆沖辺りですので、どうしても湾の中から出て行くというのはなかなか難しいです。どうしても御前崎とか南伊豆とかの漁業者がメインになって守ってるということもありまして、こういうことができてるとい感じはしますけども、今後は湾の中の漁業がなかなか難しくなってくると、マグロが広まったらというのも無きにしても非ずの話になってくると思います。

そういうことに関しては、これから状況が変わってくるかもしれませんが、先ほど会長が言ったように、いろんな形で規制を取れるような形をとらないと、ちょっと難しいかなという懸念もあります。

○西原委員

遊漁船枠について、何か新しいことがあったら教えてください。

○高田会長

遊漁船枠は今までの1年間40トンから60トンになって、毎月5トンというのが主な変更点です。それ以外では、これからは遊漁船業者の船長の方にも報告義務をつけるとか、いろいろなことをやっていくと思います。

一番の問題は、今はまだ継続審議となっていますが、遊漁の方々が行われているキャッチ&リリースです。やはりそこは、漁業者として反対でいくというのが現状です。

太平洋広域の遊漁の部会に漁業者代表で出ているのですが、やはり漁業者としてはプレジャーボートが懸念です。遊漁船は組合とか県とかが関わっているんで、まだ良いのですが、これから先はプレジャーボート、簡単に言うとマイボートを規制していくことが喫緊の課題だと思います。漁場に殺到するので、漁業者も遊漁船業者も漁場から追い出されるという事態がさらに増えるのではないかと懸念しているところです。

○西原委員

ひき縄については、マリーナに船をおいているプレジャーの人でも50を取ればできるということですよ。

○山崎主査

漁業であればひき縄はできます。

- 高田会長 一番問題なのは、誰でも県に申請すればS0を取れるということです。そこが問題で、組合に所属しないでS0と取ったりすると漁場の中で紛争が起きるので、法的に書かないといけないと思います。
- 西原委員 うちもすぐ隣にマリナーがあって、その人たちがS0を取ってマグロを釣っています。自分で浜松の市場に持って行ったこともあります。それをマリナーは関知してないです。うちの港へ来て、市場が休みのときにリフトを勝手に使ったこともあります。結局、プレジャーボートでもS0さえ取れば釣れることになっています。
- 山崎主査 クロマグロについては、広調委承認を持っていないと釣れなくて、現在、広調委承認を持っているのは、漁協を通して申請してもらった方だけになります。
- 西原委員 その違反している人たちに話をしても、S0さえ取れば、ひき縄ができるという考えをもっています。マグロとか、全然そういうことを勉強してないです。だから、そういうことを各マリナーに告知してもらいたいです。ぜひ彼らに理解してもらいたいです。
- 田口委員 ポスターか何かで周知すればよいのではないですか。
- 山崎主査 マリナー協会さんには、随時そういう連絡はしております。
- 高田会長 ぜひそれお願いしたいです。
- 薩川委員 その件について、湾の中でも小型魚に関してはプレジャーボートが釣って、何も報告しないでそのまま帰ってしまうという場合もありますので、各マリナーさんに周知徹底をするのもひとつのやり方かなと思います。
- 山崎主査 現状、水産庁の遊漁のルールに関するポスターは配布しております。
- 薩川委員 漁協には来ていますが、現実的にそういう小さなマリナーみたいなところにはいっていないと思います。結局、近くからはそういう人たちが出てくるわけです。マグロは増えてきているので、ひき縄

ではなくても、釣れているのが現実で、それを隠し持って帰ってしまうというのを結構見受けることがありますので、そういうところから周知徹底して、それは禁止ですよ、としないと資源管理もなかなかできないと思います。

○田口委員 お聞きしたいのですが、静岡県の漁業取締船がプレジャーボートと漁船が入り組んでいるところに行って、広調委の承認を受けていないプレジャーボートはマグロは獲れませんよ、というようなアナウンスみたいなものを流したりすることは、現実的に可能ですか。

○山崎主査 取締船は出ています。

○高田会長 取締船は出ていますが、やはり海の上で、なかなかそこまでできないところではあります。なぜかという、しっかりとした指示とかがあれば、その漁場に対してできるかもしれませんが、なかなかそのところが難しいです。できたらやってもらいたいです。漁業者は皆そう思っていると思います。

○薩川委員 現実的に漁業取締船の数とプレジャーボートの数を見れば、はっきり言って10万分の1にもならないので、なかなかそれは厳しいかと思えます。

○田口委員 例えば、マリーナのカメラで悪質なことをやってる人が分かったとしても、多すぎて特定できないという感じですか。

○薩川委員 魚を持って帰るときはクーラーボックスに入れてあります。それを開けないといけないので、それはちょっと厳しいと思います。

○田口委員 なかなか難しいんですね。クーラーボックスを透明にするとかしないと難しいですね。

引き続きですが、定置網の放流数を書いていただいて本当にありがとうございます。漁業者がどれだけ苦勞しているのかがよく分かります。それから、漁船漁業も放流を実施していると言ってくさって、とても感銘を受けました。昨年のお話ですけど、混獲が怖くて漁船漁業が出漁できなかったという件もあるので、それについても分かるようにしていただければと思います。

- 安間委員 先ほどの話ですけど、遊漁者が違法にと言いますか、直接見たわけではないですが、うちのところは遠州の福田漁港ですが、地元の市場に話を出してくれれば分かるのですが、浜松市場では安ければ当然買うのですから、福田丸という名前でマグロが出ていて、もちろん、そういう船はないのですが、そういうふうな格好でやっているという話を現場の人間が言っております。やはりそこら辺は何らかの手を打たないといけないと思います。
- 西原委員 そういう人は嘘つきます。うちが捕まえた人は清水漁協の名前を使っていて、全部調べたのですが、結局は浜松の土建業者でした。それがうちの横のマリーナに船を置いています。
- 安間委員 局長、現場ではマグロ増えてるという話をよく聞くのですが、日本は国際的に枠を協議した中で、多少増やしてもらいましたが、資源が増えているのか、水産庁の方の見通しはどうか。
- 吉野局長 増えているとは思いますが。増えているからこそ資源管理が重要になってくると思います。
- 薩川委員 この3月に話を聞く限りでは、キンメ釣りで下田沖から大島沖まで行かなくても、仕掛けを落としても下に落ちてかないとか、途中で止まって何かと思ったらマグロだったということがあります。群れが来るとそのようになって、キンメ釣りをやりたいけれども、道具がキンメまで届かないという話は結構聞いてます。
- 高田会長 大分話に尾ひれが付いていますが、やはりマグロは増えてます。うちの方では、定置も獲る量を決めておりますので、200キロくらいのマグロが何本も入ると逃がすのが大変で、漁業者はかなり苦労しています。今は揚げることができないので、本当に何とか早く売れるようにならないと厳しいです。
- 薩川委員 これから夏場にかけて湾内にマグロが入ったときに、それを獲る船が多くて、漁獲枠を超えたものをしっかり報告することが、なかなか難しくなってしまうという恐れもありますので、その辺をどういうふうにするか考えていかないと、不味いのかなとは思いますが。

- 石原委員 2ページ目の漁獲可能量についてですが、当初数量から変更後がかなり増えていますが、これは他県からの融通ですか。
- 山崎主査 消化率のメリット配分が多くて、今回はそれで増えています。他県からもらえる場合もあるのですが、ここ何年かはもらえていないです。
- 石原委員 当初数量と変更後を見ると、実績の欄で、例えば8月から12月は漁船漁業の小型魚がすごく少ないですが、それをそのまま12月以降へ繰越してると考えてよろしいですか。
- 山崎主査 そのとおりです。
- 高田会長 値段の問題があります。
- 石原委員 年末の方が高いということですね。
- 高田会長 他になければ、報告事項なので、このことについては、これ以上見通します。
最後に事務局から次回の開催についてお願いします。
- 鈴木主任 次回開催について御報告させていただきます。次回は6月12日（木）、静岡県漁連ビルの会議室での開催を予定しております。議題としましては、まさば及びごまさばに関する令和7管理年度の知事管理漁獲量の設定等を予定しております。よろしく申し上げます。
- 高田会長 次回海区については、6月12日（木）ということですので、よろしく申し上げます。
以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返します。
- 小泉事務局長 高田会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。
委員会開催前にも御説明いたしましたが、改めて会議及び議事録の取り扱いについて説明します。漁業法の規定により、会議は公開、議事録を作成し、これを縦覧することになっています。

と、橋ヶ谷委員におかれましては、後日、議事録を郵送いたしますので、署名、捺印をお願いいたします。

以上で、23期第1回静岡海区漁業調整委員会を閉会いたします。

(終了時間 16:20)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和7年4月23日

議 長

→ 高田 亮朗 

議事録署名人

西原 忠 

議事録署名人

橋ヶ谷 雄介 

